特定非営利活動法人

ワールド ユース ジャパン

定款

定款作成日:平成22年2月15日

第1章 総則

(名 称)

- 第1条 当法人は、特定非営利活動法人ワールド ユース ジャパンという。
- 2. 当法人の英文名称はWorld Youth Japan と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、世界各国の青少年と市民に対し、国際交流及び多文化間交流と、多文化・多様性教育の機会を提供すると共に、多文化社会に必要な人材育成と環境整備に関する事業の実施を通じて、平等で平和な社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (3) 国際協力の活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国際交流事業
- (2) 人材育成・ネットワーク構築事業
- (3) 多文化·多様性教育研究事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的と事業に賛同して、持続的に活動を担う意思を持って入会した個人
- (2)ボランティア・インターンシップ会員 当法人の目的と事業に賛同して、年度毎の事業活動に参加する意思を持って入会した個人

(会員の入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2. 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2. 特別の費用を必要とする場合は、総会の議決により特別会費を徴収することができる。

(会員の義務)

- 第9条 会員の義務及び規定違反により生じた損害に係わる本会の免責および当事者の責任については、理事会の議決により別に定める。
- 2. 会員は、法上公開を義務付けられていることを除き、職務上知り得た本会、会員、参加者、関係者に関しての情報については、これを他に洩らし、又は窃用してはならない。その職を離れた後も同様とする。

(会員の資格の喪失)

- 第10条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をした時
 - (2) 本人が死亡、又は行方不明となった時、或いはそれらに類似した状態となった時
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納した時
 - (4) 除名された時

(会員の退会)

- 第11条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
- 2. ボランティア・インターンシップ会員については、参加意思を示した事業が終了した時点で、継続の意思がない場合は、自動的に退会とみなす。

(会員の除名)

- 第12条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明及び聴聞の機会を与えなければならない
 - (1) この定款等に違反した時
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は理念・目的に反する行為をした時

(拠出金品の不返還)

第13条 会員による既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

- 第14条 当法人に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2. 理事のうち、1人を代表理事とする。

(役員の選任)

- 第15条 役員の選任は次の各号に基づいて行う。
 - (1) 理事は、理事会が正会員のうちから候補者を総会に付議し、総会において選任する
- (2) 監事は、理事会が会員または本会の目的に賛同する有識者の中から候補者を総会に付議し、総会において選任する
- 2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3. 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第16条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。
- 2. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 3. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは 理事会の招集を請求すること

(役員の任期)

- 第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する ことができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明及び聴聞の機会を与えなけれ ばならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

(役員の守秘義務)

第20条 理事および監事は、法上公開を義務付けられていることを除き、職務上知り得た本会または会員に関しての情報については、これを他に洩らし、又は窃用してはならない。その職を離れた後も同様とする。

(役員の報酬)

- 第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。
- 4. 役員報酬の金額は年2回、理事会にて見直す。

(職 員)

- 第22条 当法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2. 職員は、理事総数の過半数をもって決し、代表理事が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第23条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第25条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 入会金、会費及び特別会費の額
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散および合併
 - (4) 役員の選任及び解任

(総会の開催)

- 第26条 定期総会は、毎年1回開催する。
- 2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時
 - (3) 第16条第3項第4号の規定により、監事から招集があった時

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2. 代表理事は、前条第2項第1号、第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席により成立する。

(総会の議決)

- 第30条 総会における議決事項は、第27条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。
- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3. 総会に於ける議決権は、出席した正会員1名につき1票とする。

(表決権等)

- 第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2. 正会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ議案について賛否の意見を明らかにした書面または議長への表決委任により表決権の行使をすることができる。この場合、表決権の行使をする者は総会に出席したものとみなす。
- 3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が押印または署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (3) 役員の職務及び報酬
 - (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 総会に付議すべき事項
 - (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めた時
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時
 - (3) 第16条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があった時

(理事会の招集)

- 第36条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2. 代表理事は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、 少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

- 第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3. 通知外議案に関しては、緊急を要するときには、出席者の3分の2以上の賛成があるときは付議することができる。
- 4. 理事会の議事は、緊急を要するときには文書をもって議決することができる。

(表決権等)

- 第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2. 理事会にやむを得ず出席することができない理事は、あらかじめ付議された議案について賛否の意見を明らかにした書面または議長への表決委任により表決権を行使することができる。この場合、表決権を行使する者は理事会に出席したものとみなす。

3. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2. 議事録には、出席者が押印または署名しなければならない。

第7章 資産の管理及び会計

(資産の構成)

- 第41条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 寄付金品
 - (4) 入会金及び会費
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

第42条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(支出の支弁)

第43条 当法人の事業遂行に要する経費等の支出は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を得なければならない。

2. 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の修正をすることができる。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理 事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なけれ ばならない。

- 2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 3. 第1項の事業報告書・収支計算書等は、前事業年度の役員名簿・役員のうち報酬を受けた者の名簿および10名以上の社員の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に、当法人の所轄庁に提出する。

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は 権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第52条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会において出席した正会員の4分の3以上の賛成による総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 自己破産した時
- (4) 10 名以上の正会員がいない場合
- (5) 合併した時
- (6) 所轄庁による設立の認証取り消しがある時
- 2. 前項第2号の規定により解散するときは、所轄庁の認定を受けるものとする。
- 3. 当法人が解散するときは、理事が清算人となる。
- 4. 解散したときに残存する残余財産は、総会の議決により決定した他の特定非営利活動法人、又は公益社団法人・公益財団法人に譲渡する。

(合併)

第53条 本会は、総会に出席した正会員の4分の3以上の賛成による議決がある場合、所轄庁の認証を経て他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 当法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1. この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2. 当法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 石川 園代

理 事 David Barnett

理 事 瀨野尾 裕美

監 事 常田 仁

- 3. 当法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2011年11月30日までとする。
- 4. 当法人の設立当初の事業年度は第49条の規定にかかわらず、成立の日から2010年11月30日までとする。
- 5. 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6. 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0円 年会費 0円
 - (2) ボランティア・インターンシップ会員 入会金 0円 年会費 0円

この定款は、特定非営利活動法人ワールド ユース ジャパンの 現行定款に相違ないことを証明します。

特定非営利活動法人ワールド ユース ジャパン

理事 石川園代